

第8回 二次相続で多額の相続税が・・・【事例3】

税理士
内田 麻由子

概要

「父の相続の時に相続税がかからなかったので、母の相続の時も同じだろう」と思っている方が多いのですが、そうではありません。今回は、父が亡くなったあと、相続対策を行わなかったために、母の相続（二次相続）で多額の相続税がかかってしまった事例を紹介します。

<ワンポイント・アドバイス>では、二次相続をふまえた相続税対策について述べています。

<相続の基礎知識>では、相続税を大幅に減額できる2つの特例について述べています。

<事例>

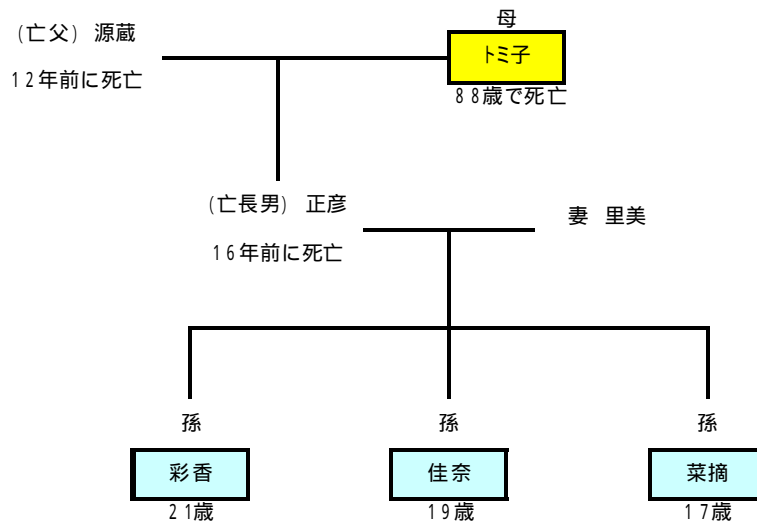
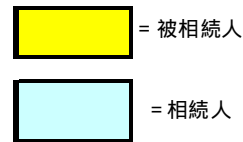
藤川トミ子さん（88歳）は、16年前に一人息子の正彦さんを交通事故で亡くし、12年前には夫の源蔵さんを亡くしています。

運送会社を一代で築いてきた源蔵さんは、すべての財産を妻のトミ子さんに相続させる旨の公正証書遺言を遺していました。相続人は、トミ子さんのほかに、亡き長男・正彦の代襲相続人（源蔵さんの孫）である彩香・佳奈・菜摘もいました。しかし3人ともまだ幼かったこともあり、源蔵さんの遺言に従い、財産はすべてトミ子さんが相続しました（一次相続）。

夫亡きあと、トミ子さんは都内の自宅で10年間一人暮らしをしていましたが、2年前に軽度の認知症になったため、都内の有料老人ホームに入居しました。嫁の里美さんが、3人の孫たちと共に時々ホームを訪ねて来るのを楽しみにしていました。トミ子さんには、夫から相続した財産と、年金収入が年間500万円あるため、弁護士が成年後見人となり、トミ子さんの財産を管理していました。

トミ子さんは、夫の13回忌と長男の17回忌を兼ねた法要に出席し、久しぶりに遠方の親戚に会えたことを喜んでいましたが、その1週間後に亡くなりました。老人ホームの職員からトミ子さんの成年後見人をしていた弁護士に連絡がありました（二次相続発生）。

藤川家



(長男死亡のため、彩香・佳奈・菜摘が代襲相続)

弁護士の先生から「私が成年後見人になっていた方が亡くなったので、相続税の申告をお願いできますか」と電話があり、数日後、都内のトミ子さんの自宅で、長男の妻の里美さんにお会いしました。里美さんは夫の正彦さん亡きあとも義母のトミ子さんとは良好な関係を築き、トミ子さんも3人の孫たちの成長を楽しみにして、中学・高校・大学へと進学するたびにお祝いをしてくれたといいます。

晩年は認知症だったトミ子さんは、遺言を遺していませんでした。

トミ子さんの相続人は、先に亡くなった長男・正彦さんの子(トミ子さんの孫)である、彩香さん(21歳)、佳奈さん(19歳)、菜摘さん(17歳)の3人です。

彩香さんは成人していますが、佳奈さんと菜摘さんは未成年者です。したがって、母親の里美さんが、佳奈さんか菜摘さんいずれかの親権者として法定代理人となり、もう1人(たとえば里美さんのお父様など)に特別代理人になってもらい、遺産分割協議や相続の手続きをしなければなりません。

遺産は3人の娘たちに均等に相続させたいとのこと。これらの手続きについては、弁護士の先生がやったださるので安心です。

さて、トミ子さんの財産は、「自宅の土地・家屋」、源蔵さんが経営していた「運送会社の株式」、そして「預貯金1億円」です。

不動産については、土地は路線価で評価し、家屋は固定資産税評価額です。

上場していない運送会社の株式については、評価をするために、会社に決算書や申告書などの資料を依頼しました。会社は現在、源蔵さんの弟とその息子が経営しています。

1ヶ月後、相続税の概算額をお伝えするために、里美さん宅へお伺いしました。

「財産は全部で約2億円ですので、相続税は概算で1,800万円になります」とお伝えすると、里美さんは「え

ーっ！相続税がそんなにかかるのですか！」と大変驚かれた様子です。

財産 2 億円の内訳は以下の通りです。

- ・ 自宅の土地・家屋 7,000 万円
- ・ 運送会社の株式 3,000 万円
- ・ 預貯金 1 億円

自宅の土地については『小規模宅地の評価減の特例』という制度があるのですが、トミ子さんが有料老人ホームに入っていたために、自宅は本人の居住用とは認められず、残念ながらこの特例は使えないのです(注)。

(注)平成 26 年 1 月以後に発生する相続より、被相続人が老人ホームに入居していた場合であっても、一定の要件を満たすときには「小規模宅地の評価減の特例」が使えるようになります。

また、会社の株式についても、3 人のお孫さんたちは現在の経営者一族と同族関係にありますので、例外的な評価方法(配当還元方式)は使えずに、原則的な評価方法(類似業種比準価額と純資産価額の折衷法)で評価しなければなりません。

「それにしても、相続税って高いんですね。びっくりしました。本当は、何か事前に対策しておけばよかったのでしょうか？」と里美さんから訊ねられました。以下はそのやりとりです。

内田 「そうですね。いくつかできる対策はありました。まず 1 つ目は、一次相続でお孫さんたちにも相続させておくことです。お義父様の源蔵さんが、遺言ですべての財産を妻のトミ子さんに相続させていますね。その際には、相続税を大幅に減額できる『小規模宅地の評価減の特例』と『配偶者の税額軽減』が使えたので、相続税はかかりませんでした。

しかしトミ子さんが亡くなったとき(二次相続)の相続税まで考えると、本当は源蔵さんが亡くなったとき(一次相続)に、多少相続税を払ってでも 3 人のお孫さんたちにも財産を相続させておいたほうが、一次相続・二次相続トータルでの相続税が安くなるのです」

里美さん 「そうだったんですね。まだ娘たちも小さかったし、義父も先々の相続税のことまでは考えていなかったのでしょうかね」

内田 「そうかもしれませんね。2 つ目は、お孫さんたちへの贈与ですね。一次相続でトミ子さんがすべての財産を相続したとしても、その後に時間をかけて少しずつお孫さんたちへ財産を贈与していれば、その分だけ相続財産を減らしておくこともできました。たとえば年間 110 万円ずつ 3 人へ贈与して、それが 10 年間続いたとしたら、結果として 3,300 万円を税負担なしにお孫さんへ移転することができます。また、多少贈与税を払ってでも贈与しておいたほうが、後の相続税の負担に比べれば得になることもあります。

ただし認知症になってしまうと、贈与という法律行為はできません。源蔵さんが亡くなってからト

ミ子さんが認知症になるまで約10年間ありましたので、毎年少しずつ贈与しておくだけでも、数百万円も相続税が違っていたのですよ」

里美さん 「そうなのですか。お義母さんは、娘たちをととても可愛がってくれていましたが、私も義母も相続税のことまでは考えていませんでした」

内田 「3つ目は、自社株の売却です。お義父さんが経営していた会社の株式についても、お義母さんが元気なうちに、現経営者が会社で買い取ってもらうなどしておけばよかったですね。株式を相続しても、会社経営に参加するわけでもなく配当も出ないのに、評価額は3,000万円。これに対しても相続税がかかってしまいます。」

里美さん 「あれよあれよという間に認知症が進んだので、義母の株式の話などきちんと聞いたこともなかったです」

内田 「4つ目は、自宅の土地に『小規模宅地の評価減の特例』が使えなかったことが大きいですね。お義母様が有料老人ホームに入り、再び自宅に住む見込みがないのであれば、自宅を賃貸にしておけば、貸付事業用の50%減額は使えました。あるいは自宅を売却して、管理が楽な賃貸用マンションなどに買い換えておくことも考えられました。でも、不動産の売却や購入などの行為も、やはり認知症になってしまっただけではできなくなってしまっているのです。」

里美さん 「いろいろできる対策はあったのに、知らないと損してしまうのですね。相続対策は、元気なうちに専門家に相談しながら進めるべきですね。私の父母の相続に備えて、今度は失敗しないようにしたいです」

<ワンポイント・アドバイス>

二次相続の相続税まで考えた遺言・遺産分割を

一次相続で『配偶者の税額軽減』を最大限使わずに、多少相続税を払っても子にも相続させておいたほうが、一次相続・二次相続トータルでの相続税が安くなる場合があります。遺言をつくるときには、まず税理士に一次相続と二次相続の相続税を試算してもらい、相続税の納税を考慮した上で、弁護士に相談して遺言をつくとよいでしょう。

また遺言がなく、遺産分割協議をする場合にも同様に、二次相続の相続税まで考慮して、一次相続の遺産分割をどうするかを決めましょう。

生前贈与で少しずつ財産を移転する

財産を少しずつ妻・子・孫・嫁などへ贈与することで相続財産を減らします。贈与は相続人以外に対してもすることができます。1から12月までの1年間に、贈与税の基礎控除額110万円を超える贈与を受けた人は、翌年3月15日までに贈与税の申告・納税をしましょう。

小規模宅地の評価減の特例を活用する

亡くなった方の自宅の土地については、配偶者や同居親族が相続して居住を継続する場合には、240 平米（改正後 330 平米）まで 80%減額できます。（詳しくは次項「相続の基礎知識」を参照）

< 相続の基礎知識 >

相続税を大幅に減額できる 2 つの特例について知っておきましょう。

いずれの特例も、適用を受けるためには、相続税の申告期限までに遺産分割ができていることが条件です。また、これらの特例を受けることにより相続税がかからない場合であっても、相続税の申告書は提出する必要があります。

小規模宅地の評価減の特例

相続または遺贈により取得した宅地のうち、居住用・貸付用・事業用の宅地については、一定の面積まで評価額が減額できます。なお申告期限まで居住または事業を継続することが条件です。

宅地等の種類	要件	上限面積	減額割合
居住用	居住を継続	240平米 (改正後330平米)	80%
貸付用	貸付業を継続	200平米	50%
事業用	事業を継続	400平米	80%

（計算例）被相続人の自宅の宅地 300 平米を、同居していた長男が相続し、引き続き居住した場合

【平成 26 年までの相続の場合 = 対象面積は 240 平米まで】

- 1) 宅地の評価額：路線価 50 万円 × 300 平米 = 1 億 5,000 万円
- 2) 小規模宅地の評価減：1 億 5,000 万円 × 240 平米 / 300 平米 × 80% = 9,600 万円
- 3) 評価減後の宅地の評価額：1 億 5,000 万円 - 9,600 万円 = 5,400 万円

【平成 27 年以降の相続の場合 = 対象面積は 330 平米まで】

- 1) 宅地の評価額：路線価 50 万円 × 300 平米 = 1 億 5,000 万円
- 2) 小規模宅地の評価減：1 億 5,000 万円 × 80% = 1 億 2,000 万円
- 3) 評価減後の宅地の評価額：1 億 5,000 万円 - 1 億 2,000 万円 = 3,000 万円

配偶者の税額軽減

配偶者が相続した財産については、法定相続分または 1 億 6,000 万円のいずれか大きい金額までは、相続税がかかりません。

(計算例) 遺産 3 億円、相続人は妻と子 1 人の合計 2 人の場合

- 1) 配偶者の法定相続分：3 億円 × 1/2 = 1 億 5,000 万円
- 2) 1 億 6,000 万円
- 3) 1)と 2)のいずれか大きい金額：1 億 6,000 万円

妻は、遺産 3 億円のうち 1 億 6,000 万円まで相続しても相続税がかからない。

(ご注意！)

事例は事実をもとに脚色したフィクションです。

本稿は 2013 年 8 月 1 日現在の税制に基づいています。今後の税制改正により制度が変わる可能性があります。

実際の運用に際しては税理士等の専門家にご相談ください。

平成 25 年度税制改正の内容については、第 2 回のレポートをご覧ください。

Writer's Profile 内田 麻由子 / Mayuko Uchida



所属 内田麻由子会計事務所 代表・税理士
一般社団法人日本相続協会 代表理事

略歴 都内大手税理士法人勤務を経て 2003 年開業。港区赤坂にて、相続・資産税に特化した税理士事務所を経営。
2010 年に一般社団法人日本相続協会を設立。「円満相続の 3 K ~ 感謝・絆・供養」をスローガンに、「財産の相続」と「心の相続(相続)」を楽しく学ぶ『相続塾』を毎月主催。エンディングノート『愛する家族へ想いを伝える相続ノート』も好評。
税理士として相続・事業承継対策、税務申告で多くの法人・個人のお客様へサービスを提供するかたわら、相続・税務・会計に関するセミナー・研修講師の実績多数。楽しくわかりやすい講演には定評がある。
著書(監修)『FP 知識シリーズ 相続・贈与編』(セールス手帖 社保険 F P S 研究所)